

183 東京法学院大学学制一覽（本大学の職員・開講・図書館
の拡張・公立私立学校認定に関する規則の一部改正・司
法省の提出案・在外員の沿革・在外員の成績・講義録の
実質・講義録の特色・試験答案及び実習科記事）

〔『法学新報』臨時増刊第十三卷九（一五〇）号〕

明治三十六年八月二十二日

（表紙）

明治二十五年三月二十五日第三種郵便物認可（第百五十号）
毎月十日一回發行明治三十六年八月二十二日發行

法学新報臨時増刊第十三卷第九号

東京法学院大学学制一覧

深遠ナル研究ヲ遂ケント欲スルモノノ為メニ之ヲ設ク

沿革略

学制大要

沿革 明治十八年七月英吉利法律学校ヲ創設シ同二十二年十月東京法学院ト改称シ本年八月学制ヲ革新シテ之ヲ東京法学院大學ト改ム

部門 大学部、専門部ノ二ニ分チ大学部ハ本科、予科ヲ通シテ其修業年限ヲ四個年半トシ専門部ハ三個年トス

修業程度 大学部本科ハ予科卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノヲ入学セシメ法律及ヒ政治、経済ニ関スル學術ヲ教授シ英語若クハ獨語ニ依リテ外国法ヲ參加講修セシム

予科ハ本科ニ入ルノ階梯ニシテ中学校卒業者及ヒ文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ關シ之ト同等ノ学力アリト認メタル者ヲ入学セシム

専門部ハ中学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル学生ニシテ直ニ専門学ヲ修メントスル者ノ為メニ之ヲ設ケ専ラ邦語ヲ以テ所定ノ学科ヲ教授スルモノトス

専門部ハ之ヲ正科、別科ノ二ト為シ正科ハ中学校卒業者及ヒ文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ關シ之ト同等ノ学力アリト認メタル者ヲ入学セシメ別科ハ本大学ニ於テ相當ノ学力有リト認メタル者ヲ入学セシム

研究科 大学部、専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付キ尙本

本大学ハ最初英吉利法律学校ト称シ明治十八年ノ創設ニ係ル其創立者ハ磯部醇、西川鐵次郎、穗積陳重、岡山謙吉、奥田義人、岡村輝彦、渡邊安積、高橋一勝、高橋健三、山田喜之助、増島六一郎、藤田隆三郎、江木衷、合川正道、菊池武夫、濱谷慥爾、土方寧、元田肇ノ十八氏ニシテ其所期ハ載セテ當時世ニ公ニシタル創立旨趣ニ在リ乃チ左ノ如シ

方今未タ英米法律ノ長所タル法律実地應用ノ道ニ通スル者甚タ渺シ是レ蓋シ講師ノ數全キヲ得テ其全科ヲ教フル所ナキト蘊奥ヲ極ムルニ足レル書籍ナク又法律書庫ノ設ナキトニ由ラスンハアテス而シテ世間往々英米法律ヲ教授スルノ校舎ナキニアラスト雖モ或ハ仏國ノ法律ヲ兼修セシメ或ハ專ラ英米法ヲ攻究スルモ専一ノ力ヲ其全体ニ及ホシ以テ実地應用ノ素ヲ養フモノ未タ嘗テ之アルヲ見ス是レ常ニ英米法学者ノ慨嘆スル所ナリ余輩茲ニ見ル所アリ數多ノ英米法学者相集マリテ英米法律ノ全科ヲ教授シ其書籍ヲ著述シ其法律書庫ヲ設立スルノ目的ヲ以テ本校ヲ設置ス

明治十八年七月

明治十八年九月十日東京市神田区錦町二丁目二番地ニ開講シ増島六一郎氏ハ校長ニ濱谷慥爾氏ハ幹事ノ任ニ就ク當時ノ授業科目ハ左ノ如シ

組合法 動産委託法 論理学

第二学年 売買法 財産法 会社法 流通証拠法 商船法

保険法 國際公法 治罪法 訴訟法 訴訟演習

第三学年 財産法 破産法 法理学 法律沿革論 憲法

行政法 訴訟演習 卒業論文

当時其募集ニ応シ入学シタル学生九十七名アリ

同十九年四月濱谷慥爾氏幹事ノ任ヲ辞シ渡邊安積氏其後任ト為ル

同六月新二英米ノ律書ニ就テ講修スル所ノ科ヲ置キ從来ノ邦語ニ依ルモノヲ第一科（後ニ邦語法学科ト改ム）新設ノモノヲ第二科（後ニ英語法学科ト改ム）ト称ス而シテ第二科ニ入りタル

学生四十名アリ又英米ノ律書ハ価貴クシテ学生ノ購読ニ便ナラ

サルカ故ニ其翻刻ヲ計画シ同十月「テキスト、ブック」ノ初号ヲ発児シタリ當時ノ講師中ニハ米國總領事グレートハウス氏同副總領事シドモーア氏「パリスター」リツチフヰールド氏同ラウダーハ等ノ如キ外国语學士アリテ亦授業ヲ助ケタリ

同七月第一回卒業証書授与式ヲ挙行シ卒業生四名アリ是レ創立當時募集ニ応セル学生中相當ノ学力ヲ有シ第三学年ニ編入シタル者アリシヲ以テナリ

同五月帝國大學總長ノ監督ヲ解カル

同月特別認可學校規則ノ發布アリ同七月文部大臣ヨリ同規則ニ依リ學則ヲ認可セラル

同十月講師松野貞一郎、山田喜之助、校友花井卓藏、結城朝陽、中川眞太郎、網倉兵作ノ諸氏相計リテ校友会ヲ創設ス蓋シ其意本校講師及ヒ新旧校友相互ノ交情ヲ親密ナラシメンコトヲ期スルニ在リ

同月本校設立者高橋一勝氏病ノ為メニ死ス

同八月私立法律学校特別監督條規ノ發布アリ同十二月東京府知事ヨリ「今般特ニ帝國大學總長ノ監督ニ屬セラル、旨文部大臣ヨリ被相達候条其旨相心得ヘシ」トノ達ヲ受ク
同二十年二月幹事渡邊安積氏病ノ為メニ歿ス次テ幹事ノ職務ヲ

七名ノ委員ニ分担セシメタルモ廳テ松野貞一郎、山田喜之助ノ兩氏專ラ之ニ当ルコト、為レリ

同月故高橋一勝氏紀念ノ為メニ設置セラレタル高橋法律文庫ノ保管ヲ依嘱セラル

同四月司法大臣ヨリ當分ノ内一个年金五千円下賜スル旨ノ達ヲ受ク蓋シ本校ハ司法ノ官職ニ適任ナル堪能ノ士ヲ出スモノト信認セラレタルカ故ナリ

同九月邦語法学科ニ英語學ノ課目ヲ加ヘ米国人イーストレーキ氏クール氏等ヲシテ授業ヲ担任セシメタリ

同十月第二回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同二十一年一月煉瓦二層樓ノ校舍新築落成シタリ

同二月新年宴会ヲ兼ネテ新築落成式ヲ挙ケ内外ノ學士貴紳ヲ招待ス

同二月第二回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同五月帝國大學總長ノ監督ヲ解カル

同月特別認可學校規則ノ發布アリ同七月文部大臣ヨリ同規則ニ依リ學則ヲ認可セラル

同十月講師松野貞一郎、山田喜之助、校友花井卓藏、結城朝陽、中川眞太郎、網倉兵作ノ諸氏相計リテ校友会ヲ創設ス蓋シ其意本校講師及ヒ新旧校友相互ノ交情ヲ親密ナラシメンコトヲ期スルニ在リ

同十二年二月第三回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同四月新ニ發布セラレタル帝國憲法ヲ授業科目ニ加フ

同九月第四回卒業証書授与式ヲ挙行シ此時始メテ英語法学科卒業者ヲ出ス其数二十六名アリ

同十月文部大臣ノ認可ヲ得テ英吉利法律学校ヲ東京法学院ト改称ス之レ一二ハ憲法既ニ制定セラレ民法、商法、民事訴訟法等ノ編纂モ亦成ヲ告ケタレハ今後学生ノ主トシテ攻修スヘキハ此等ノ法典ニシテ外国法ノ研究ハ自ツカラ之ヲ第二位ニ置カサルヘカラス從テ英法専攻ノ意ヲ表示スル校名ハ修学ノ実ニ伴ハサルニ至リタルト亦一二ハ杉浦重剛氏ノ監理セル東京文学院、故樺村清徳氏ノ監理セル東京医学院ト相合シテ一ノ大学ヲ興サンコトヲ期シタルトニ因レリ

二十三年八月襄ニ公布セラレタル民法、商法、裁判所構成法及ヒ民事訴訟法ヲ加ヘテ大ニ学科課程ヲ改正シタリ

同十一月第五回卒業証書授与式ヲ挙行ス

二十四年四月増島六一郎氏院長ノ職ヲ辞シ菊池武夫氏之二代リ幹事山田喜之助氏亦其職ヲ辞シタリ

同十一月第六回卒業証書授与式ヲ挙行ス

二十五年二月設立者ノ一員大八木備一郎氏病ノ為メニ死ス

同四月十日神田大火ノ際類焼ノ災ニ罹リ六百有余坪ノ宏大ナル校舎ト本院及ヒ高橋法律文庫所蔵ノ図書十万巻トヲ併セテ焼失シタリ

一千有余名ノ学生ヲ有スル本院ハ校舎ヲ失ヒ図書ヲ失ヒヌ器具ヲ失フノ不幸ニ遭遇シタルモ職員ノ尽力ト帝国大学ノ好意トニ因リ僅ニ一週間ノ臨時休業ヲ為シタルニ止マリ四月十八日一ツ橋外帝国大学講義室ニ仮教場ヲ設ケテ授業ヲ繼續スルヲ得タリ

旧民法公布セラレテ茲ニ二年其間攻究ヲ為シタルノ結果、實質体裁共ニ宜キヲ得ス到底我邦ノ法典トシテ戴クヘカラサルモノ

ナルコトヲ確信シタルカ故ニ本院設立者等ハ其所信ヲ貫徹セン力為メ先ツ江木衷、高橋健三、穂積八束、松野貞一郎、土方寧、伊藤悌治、朝倉外茂鐵、中橋徳五郎、奥田義人、山田喜之助、岡村輝彦ノ諸氏連署シタル民法実施延期ノ意見書ヲ公ニシ続テ広ク朝野ニ同志ヲ求メ大ニ帝国議会ノ反省ヲ促カシ遂ニ法典延期案ヲシテ貴衆両院ヲ通過セシムルニ至レリ而シテ同案ノ議会通過ニ関スル院友諸氏ノ尽力ハ之ヲ特筆スルニ足ル

同七月第七回卒業証書授与式ヲ一ツ橋外帝国大学講義室仮教場ニ於テ挙行ス

同八月校舎再築竣ル其工ヲ起スヤ残礎ニ依リテ煉瓦石造ト為シタリ復夕前日ノ層樓ナシト雖モ其堅牢ナルハ蓋シ當時市内比罕ナル所トス

二十六年一月花井卓藏外十九氏ハ各院友ニ移檄シテ図書蒐集ノ企ヲ為シタリ當時之ニ応シ書籍及ヒ金員ヲ寄附シタル者二百有余名、今日數万ノ図書ヲ備フルヲ得ルニ至リシハ此举ノ亦有力ナル援助ヲ為シタルモノニシテ院友諸氏ノ労ヲ多トセサルヲ得ス

同二月幹事松野貞一郎氏病テ死シ奥田義人其任ヲ襲フ

同七月第八回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同十一月特別認可学校規則ヲ廢セラル

同十二月判事検事登用試験規則第五条ニ依リ司法省ノ指定ヲ受ク

二十七年五月設立者ノ一員岡山兼吉氏病歿ス

同七月第九回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月学則ニ改正ヲ加ヒ民法及ヒ商法ノ分科ヲ始メ法学通論、

法例、刑法、訴訟法、國際法、法理学、擬律擬判、国法学、論理学、羅馬法等ヲ学理的ニ分類配置シ英國法ヲ参考科ト為ス此

改正ハ実ニ現行学科課程ノ基礎ヲ成シタリ

同十月設立者ノ一員合川正道氏病歿ス

同七月第十回卒業証書授与式ヲ挙行ス

二十九年七月第十一回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月学則ニ改正ヲ加フ即チ曩ニ公布アリタル修正民法第一編、第二編、第三編ヲ学則中ニ編入シ又新ニ高等法学科ヲ置キ

本院卒業生及同等学校卒業生ニシテ尙ホ法理ノ蘊奥ヲ究メント欲スル者ニ便シ其業ヲ卒フル者ヲシテ東京法学院学士ト称スルコトヲ得セシメ且ツ学生獎励ノ為メ特待生ノ制ヲ設ク

三十年一月更ニ幹事一名ヲ増員スルコト、シ藤田隆三郎氏其選ニ當ル

同七月第十二回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同八月卒業生中俊秀ナル者ヲ選ミ海外ニ留学セシムルノ制ヲ設ク

同月英語学及ヒ漢文ノ兼修科ヲ増設ス前年中学程度ノ予科ヲ置キ尚ホ英語学ノ兼修ヲ獎励セシカ幾多ノ新法典陸續トシテ發布セラレ爾來新法ノ研鑽ニ忙ハシク普通学及ヒ外國語ノ兼修ハ殆ント中絶ノ状態ニ陥リシカ是ニ至リ兼修科ノ名ヲ以テ之ヲ再興シタリ

三十一年六月設立者ノ一員高橋健三氏病歿ス

同月幹事奥田義人氏歐米遊歴ノ途ニ上ル

同七月第十三回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同月幹事藤田隆三郎氏辭任シ土方寧氏其任ヲ襲フ

三十二年一月幹事奥田義人氏歐洲ヨリ帰朝ス

同七月第十四回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同十二月本院留学生渡邊豐治氏独逸国ニ向ヒ出発ス

同七月第十五回卒業証書授与式ヲ挙行ス

三十四年七月第十六回卒業証書授与式ヲ挙行ス

三十三年七月第十七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

三十五年三月理事者ノ間ニ学制革新ノ議起リテ之ヲ維持員会議ニ付シタリ或ハ大学組織ト為サントスルアリ或ハ尙ホ低度ニ止

メント論スル者アリシモ学校ノ品位ヲ高カラシムルノ点ニ付テハ異議者ナク其間数回ノ協議ヲ重ネ遂ニ左ノ主旨ヲ決議シタリ普通学ノ素養ヲ欠クカ為メニ専門ノ知識ヲ十分ニ發揮シ得サ

ル者多キハ現今私立法律学校卒業生ノ一大欠点ナリ本院ハ主トシテ此弊ヲ除去セント欲シ其第一着手トシテ中学卒業生若クハ之ト同上ノ学力アルモノニアラサレハ其入学ヲ許サ

、ルコト、シ之ニ関連スル制度ヲ改正スヘシ
法律、経済ノ学ハ年ヲ追テ進歩シ駿々底止スル所ヲ知ラス故ニソノ教授法モ亦務メテ斬新ナル理論ヲ採収スヘキハ勿論ナレトモ徒ニ理論ノ末節ニ拘々トシテ実用ノ大本ヲ閑却スルハ現今法學生通有ノ一大欠点ニシテ抑モ亦本院創立ノ主旨ニ背反セリ是故ニ本院ハ理論ノ攻究ト同時ニ其應用ニ熟達セシムルコトヲ努メ之ニ関聯スル制度ヲ改定スヘシ

同七月第十七回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同九月学生ヲシテ学理ノ應用ニ熟達セシムルノ目的ヲ以テ實習

科ヲ設ク

三十六年ニ入り年来ノ宿題タル大学組織ノ議復ヒ起リ理事者ハ数回ノ協議ヲ為シタリ蓋シ中学ノ教育近來漸ク發達シ本年ニ入リテハ卒業者ハ万ヲ以テ數フルニ至リタルニ拘ハラス國家ノ高等教育ニ關スル設備未タ整ハサルカ為メ此等中学卒業者ニシテ更ニ高等ノ学ニ志スモ其意ヲ達スルコト能ハサル者年々其数ヲ増セリ加之今春専門学校令ノ發布セラル、アリテ前年ノ決議モ輒ク實行スルコト能ハサルニ至リタレハ此際寧口学科程度ヲ一層高尚ナラシメ断然大學組織ト為シ此等ノ者ヲ収容シテ其志望ヲ充タサシメントスルニ在リ此計画略亦熟シ大學部、專門部、大學予科等ヲ設置シ専門部ハ中学校ト直接連絡セシメ大學部ニハ中学卒業者ニシテ一个年半ノ予科ヲ経由シタル者ヲ入学セシムルコト、シ又一面ニ在リテハ本院ヲ社團法人ト為スコト、シ五月此二案ヲ具シテ維持員會議ニ付シタリ爾來会同数回議漸ク決ス

同七月第十八回卒業証書授与式ヲ挙行ス

同月十七日校名ヲ東京大学ト改称シテ社團法人ト為シ新學則ノ認可ヲ主務省ニ申請シタリ然レトモ主務省ニ於テハ東京大学ナル名称ハ東京帝國大学ニ近似スルノ故ヲ以テ他ノ名称ヲ採フヘキコトヲ求メタレハ則チ東京法學院大学ト改訂シ漸ク八月五日及ヒ同十二日ヲ以テ定款並ニ學則ノ認可ヲ受ク

同八月新定款ニ依リ職員ノ選挙ヲ執行ス菊池武夫、土方寧、奥田義人ノ三氏ハ高点ニ依リ理事ニ當選シ互選ノ結果菊池武夫氏学長ニ挙ケラレ又処務規程ニ依リ坂本武治氏ヲ幹事ニ挙グ

同月社團法人ノ登記ヲ為シ新學制ヲ世上ニ發表ス

私立東京法學院大學學則

第一章 総則

第一条 本大學ハ法律、政治及ヒ經濟ニ關スル高等専門ノ學術ヲ教授スル所トス

第二条 本大學ニ本科、專門科及ヒ予科ヲ置ク
第三条 本科ハ予科ヲ卒業シタル者若クハ之ト同等ノ學力ヲ有シ且ツ第四十九条ノ資格ヲ有スル者ヲ入学セシメ法律、政治及ヒ經濟ニ關スル高等専門ノ學術ヲ教授シ英語若クハ獨逸語ニ依リテ外國法ヲ參加講修セシム

専門科ハ第三十七条ニ定ムル所ノ學力ヲ有スル者ヲ入学セシメ專ラ邦語ヲ以テ法律、政治及ヒ經濟ニ關スル高等専門ノ學術ヲ教授ス

予科ハ本科ニ入ルノ階梯トス

第四条 本大學學生ハ徵兵令第十三条ノ特例ヲ受ケ在學中ハ徵集ヲ猶予セラレ卒業ノ後ハ一年志願兵タルコトヲ得
但シ別科生及ヒ別科卒業者ニシテ研究生タルモノハ此限ニ在ラス

第五条 各科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス
但シ本科卒業生ハ法政學士ト稱スルコトヲ得

第二章 本科

第一節 學科

第六条 本科ニ於テ教授スル科目左ノ如シ

憲 法	行政法	刑 法	民 法
商 法	刑事訴訟法	民事訴訟法	破 産 法
国際公法	国際私法	経 济 学	財 政 学
羅 馬 法	法 理 学	政 治 学	外 交 史

英 吉 利 法 独 逸 法

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第七条 本科学生ヲシテ学理ノ應用ヲ鍛錬セシメ兼不テ論文ノ起草、法規ノ立案ヲ指導スル為メ左ノ実習科ヲ置ク

国法実習 (憲法)

刑法実習 (刑法)

私法実習 (民法)
国際法実習 (国際公法)

民事訴訟法実習 (民事訴訟法)
経済学実習 (経済学)
財政学実習 (財政学)

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第二節 学年、休業

第八条 本科ノ修業年限ヲ三年トシ学級ヲ分テ第一年級、第二年級、第三年級トス

学年ハ九月十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

第九条 本大学休業日ハ左ノ如シ

自七月十一日至九月十日
日曜日及ヒ大祭祝日

第三節 級別

第十条 本科ノ級別及ヒ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

本科学科課程表

ヲ 択 ハシム

◎英國法及ヒ独逸法ハ予科ニ於テ修業ノ外国语ニ從ヒ其一ニ依リ其二ヲ 択 ハシム

科目 / 級別																			
実習科	独逸法	英國法	政治学	外交史	法理学	羅馬法	国際法	経済学	訴訟法	刑法	破産法	商法	民法	国法学	憲法	第一年	第二年	第三年	
		憲法、民法概要				羅馬法		経済学		刑法					債権法、親族法	民法総論、物権法	比較憲法	行政法	
		国法実習、私法実習、経済学実習	刑法、商法概要	契約法	普通法概要、私犯法				国際公法	民事訴訟法	刑法各論				商法総論、会社法、商行為論、手形法	物権法、債権法			
		國際法実習、民事訴訟法実習、経済学実習	私法実習、民事訴訟法実習	会社法	売買法、手形法	外交史	政治学	国際私法	財政学	民事訴訟法		破産法							

第四節 定員、入学、退学

第十九条 本科学生成員ハ六百名以内トス

シ又ハ正当ノ事由ナク一个月以上欠席シタル者ハ学籍ヨリ削除スヘシ

第十二条 本科ニ入学ヲ許スハ年齢十八年以上ノ男子ニシテ本大学予科卒業者若クハ之ト同等ノ学力ヲ有シ且ツ第四十九条

ノ資格ヲ有スルモノトス

但シ二年級以上ニ編入スルハ他ノ同等以上ノ専門学校ヨリ転学者若クハ専門科卒業者ニシテ本科ノ入学資格ヲ得且ツ前級各科ニ付キ編入試験ヲ行ヒ之ニ合格シタル者ニ限ル

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学教務係ニ差出スヘシ

但シ入学試験ヲ受ケント欲スル者ハ申込ト同時ニ受験料金一円ヲ納ムヘシ

第十四条 本大学ノ入学期ハ毎年九月及ヒ二月トス

但シ入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

但シ在学証用紙ハ必ス教務係ヨリ申受クヘシ

第十六条 保証人ハ身元確実ニシテ東京市内ニ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ男子タルコトヲ要ス

第十七条 疾病其他ノ事故アリテ退学セント欲スル者ハ保証人連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第十八条 学業劣等、怠惰、品行不良若シクハ疾病等ニ依リ成業ノ見込ナキ者、校規ニ背キ又ハ校命ヲ奉セサル者ハ退学ヲ

命ス

第五節 試験

第二十条 每学年ノ終ニ於テ学年試験ヲ挙行ス

但シ試験期日ハ試験開始ノ二十日前マテニ之ヲ掲示ス

第二十一条 試験ノ方法ハ筆記及ヒ口述ノ二トス

第二十二条 各課目一百点ヲ以テ満点トシ左表ノ定規ニ依リ及第、落第ヲ定ム

諸課目得点平均数	六十点未満課目数	六十点未満点数	結果
六十点以上	無		
六十点以上	一課目	四十点以上	及第
六十点以上	二課目	四十点以上	及第
六十点以上	三課目	五十点以下	落第
六十点以上	一課目	三十点以下	落第
六十点以下			落第

第二十三条 疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ学年試験ニ欠席シタル者ノ為メ詮議ノ上次学年ノ始ニ於テ補欠試験ヲ挙行ス

但シ此場合ニ於テハ手数料トシテ金二円ヲ納メシム

第二十四条 試験成績ハ学業ノ優劣ニ從ヒテ列叙セル席次表ニ

各科得点数及ヒ平均得点数ヲ附記シテ之ヲ掲示ス

但シ成績表ヲ印刷ニ付シテ各学生ノ保証人ニ配布スルコトア

ルヘシ

第六節 学費

第二十五条 学生入学ノ節ハ入学料トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第二十六条 授業料ハ一学年金二十五円トシ之ヲ左ノ二期ニ徵

收ス

但シ当分ノ内月割金二円五十銭ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月（金十二円五十銭） 第二期 二月（金十二円

五十銭）

第二十七条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料分納額ヲ免除ス

第二十八条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ会計係ニ納付シ之ト引替ニ聽講券ヲ受取ルヘシ

第二十九条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十条 授業料ニ滞納アル者ハ納付済ノ上ニアラサレハ学年試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 専門科

第一節 学科

第三十一条 専門科ニ於テ教授スル科目ハ左ノ如シ

法学通論	憲法	行政法	刑法
民 法	商 法	民事訴訟法	刑事訴訟法
破 産 法	國 際 法	國 際 公 法	國 際 私 法
財 政 学	經 濟 学	經 濟 学	經 濟 学

財政学

其各科目ノ級別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第三十二条 専門科ニ於ケル実習科ニ付テハ第七条ヲ適用ス

第二節 学年、休業

第三十三条 専門科ノ学年ノ終始及ヒ休業日ハ本科ニ同シ

第三節 級別

第三十四条 専門科ノ級別及ヒ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

専門学科課程表

科目	級別	第一	第二	第三
		年	年	年
法学通論	法学通論			
国 法 学	憲 法			
民 法	民法総論、物権法 債権法、親族法			
商 法	商行為論、会社法 手形法			
破 産 法	相続法 物権法、債権法			
刑 法	民法総論、物権法 債権法			
訴 訟 法	刑法汎論 民事訴訟法			
経 濟 学	刑法各論 刑事訴訟法			
国 際 法	民事訴訟法 国際公法			
隨 意 科	国際私法 論理学、羅馬法			
實 習 科	国際公法 国法実習、私法実習			
國 際 法	国際私法 国法実習、經濟学実習			
比 較 憲 法	國 際 公 法 國 際 私 法			
外交史、政治学	國 際 私 法 國法実習、民事訴訟法実習			
法理学	國 際 私 法 國法実習、經濟学実習			

第四節 定員、入学、退学

第三十五条 専門科ノ定員ハ一千名以内トス

第三十六条 専門科ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム

第三十七条 専門科ノ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種トシ左ノ

区別ニ依リテ入学セシム

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スル者トス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規程

ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学ノ予備試験ニ合格シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大學ニ於テ志願者ノ履歴ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許シタル者トス

但シ其履歴ニ依リ特ニ國語、漢文、数学ノ三科目ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第三十八条 専門科二年級以上ニ編入スルニハ前条ノ資格ヲ有シ尚未前各級ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

但シ編入試験手数料ハ金一円トス

第三十九条 第十三条乃至第十九条ハ専門科学生ニモ之ヲ適用ス

第五節 試験

第四十条 専門科ノ試験ニ関シテハ第二章第五節ヲ適用ス

第六節 学費

第四十一条 学生入学ノ節ハ入學料トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第四十二条 授業料ハ一学年金二十円トシ之ヲ左ノ二期ニ徵收ス

ス

但シ当分ノ内月割金二円ツ、分納スルモ妨ケナシ

第一期 九月（金十円） 第二期 二月（金十円）

第四十三条 第二十七条乃至第三十条ハ専門科学生ニモ之ヲ適

用ス

第四章 予科

第一節 学科課程

第四十四条 予科ノ学科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

科目	級別	一期			二期			三期		
		修業時數	身	科	修業時數	身	科	修業時數	身	科
外國語 （英若ク）	八	一八	六	一	同	同	一	同	同	一
國語 漢文	講義 文法 作文 （讀方、書取、会話、作文、文法、説解）	六	六	一	同	同	一	同	同	一
地理	西洋歴史 （地理）	一二	六	一	同	同	一	同	同	一
法学通論	同	一二	六	一	同	同	一	同	同	一
合計	大意									
	二七									
	二九									
	二九									

◎各学科毎週授業時数ハ都合ニ依リ変更スルコトアルヘシ但シ各科ヲ通シテ一週授業時数二四時間ヲ下ルヲ得ス
◎地理、歴史ハ之ヲ欠キ又ハ随意科目ト為スコトアルヘシ

第二節 学期、休業

第四十五条 修業期ヲ三学期トシ第一期ハ四月一日ヨリ七月十日迄トシ第二期ハ九月十一日ヨリ翌年二月二十八日迄トシ第

三期ハ三月一日ヨリ七月十日迄トス

第四十六条 第九条ハ予科ニモ之ヲ適用ス

第三節 定員、入学、退学

第四十七条 予科ノ定員ハ四百名以内トス

第四十八条 入学期ハ毎学期ノ始トス

但シ入学期ノ外補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第四十九条 入学志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

一 中学校卒業者

二 師範学校卒業者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有ス

ル者

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学

ノ予備試験ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

第五十条 第十三条、第十五条乃至第十九条ハ予科学生ニモ之ヲ適用ス

第四節 試験

第五十一条 第二章第五節ハ之ヲ予科ニ準用ス

第五十二条 学生入学ノ節ハ入学料トシテ金二円ヲ納ムヘシ
第五十三条 授業料ハ第一期金六円 第二期金十二円 第三期金八円トシ之ヲ左ノ三期ニ徵収ス
但シ当分ノ内月割金二円ツ、分納スルモ妨ケナシ
第一期 四月（金六円） 第二期 九月（金十二円）
第三期 三月（金八円）
第五十四条 第二十七条乃至第三十条ハ予科学生ニモ之ヲ適用ス
第五章 研究科
第五十五条 研究科ハ本科、専門科ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付キ尙ホ深邃ナル研究ヲ為シ傍ラ広ク外国語ノ知識ヲ得ト欲スル者ノ為ニ之ヲ設ク
別科卒業者ニシテ研究科ニ入りタル者ハ研究科別科生ト称ス
第五十六条 研究科ノ修業科目ハ左ノ九課トシ各自志望ノ課目ヲ專攻セシム
憲 法 行政法 民 法 商 法 刑 法 民事訴訟法
国際法 法理学 経済学
第五十七条 修業年限ハ一年以上三年以下トス
第五十八条 入学期ハ毎年九月トス
但シ臨時入学ヲ許可スルコトアルヘシ
第五十九条 研究科ハ本科及ビ専門科ノ卒業者ニシテ学長ノ承諾ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス
但シ同等学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力アル者ニシテ学長ノ承諾ヲ経タル者ハ特ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第六十条 本則第四条、第十五条乃至第十九条ハ之ヲ研究科学
生ニ準用ス

第六十一条 研究科ノ授業料ハ一个年金十円トシ分納額一个月
金一円トス

但シ学費納付ノ手続ハ一般ノ学則ニ依ル

第六十二条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聽聞スルノ外本大学
ノ指定セル講師ノ指導ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

但シ一般学生ノ為メニスル講義ハ任意聽聞スルコトヲ得

第六十三条 研究科ノ卒業試験ヲ受ケントスル者ハ先ツ英語若
クハ独逸語ノ試験ヲ受ケ之ニ合格スルコトヲ要ス

第六十四条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス

卒業論文ハ二人以上ノ指導講師之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第六十五条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金五
円ヲ納ムヘシ

第六十六条 研究科ノ試験ニ及第シタル者ニハ其専攻ニ係ル学
科ノ卒業証書ヲ授与ス

第六章 特待生、貸費生及ヒ留学生

第六十七条 学術優等、品行方正ナル学生ヲ選ヒテ本大学ノ特
待生トス

第六十八条 特待生ハ毎学年末其学年試験（予科ニ在テハ学期
試験）ノ成績ニ依リ当該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第六十九条 特待生ハ当該学年（予科ニ在テハ学期）間授業料
ヲ免除ス

第七十条 特待生ニシテ品行不良、怠惰若クハ疾病ニ依リ成業
ノ目途ナキトキハ直ニ其待遇ヲ解ク

第七十一条 学術優等品行方正ナル学生ニシテ学資支弁ノ途ナ
キ者ハ貸費生トシテ本大学ヨリ当該学年内年額金百二十円以
内ヲ貸与スヘシ

第七十二条 貸費生ハ前学年ノ試験成績ニ依リ毎学年ノ始ニ當
該講師ノ會議ニ於テ之ヲ定ム

第七十三条 貸費ヲ受ケント欲スル者ハ其事情ヲ具シタル願書
ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第七十四条 貸費ヲ受ケタル者ハ総テ卒業後一个年目ヨリ貸費
ヲ受ケタルト均シキ期限内ニ於テ其金額ヲ月賦返納スヘシ

第七十五条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認
ムル保証人二名ト連署シテ左ノ証書ヲ差入ルヘシ

印紙
二錢
誓約書

拙者儀今般貴大学貸費生ト相成候ニ付テハ總テ貸費規定ヲ
遵奉スルハ勿論卒業ノ上ハ御貸与ノ資金規定ノ期限内ニ月
賦返納可仕此段誓約候也

何学生

年月日

姓名

右何某今般貴大学貸費生ト相成候ニ付テハ在学中一切ノ事
件ヲ引受クヘキハ勿論卒業若クハ退学ノ後貴大学貸付金返
納ノ義務相怠リ候節ハ拙者共ニ於テ御弁済可此段保証候也

保証人

原籍族

現住所

姓名 

東京法学院大学学長

殿

シ

第八十二条 教場ニ於テハ専ラ静肅ヲ旨トシ苟モ粗暴ノ挙動ア

ルヘカラス

第八十三条 教場ニ於テハ雑談又ハ喫煙ヲ禁ス

第八十四条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリ

テ退席セント欲スルトキハ講師ノ許可ヲ受クヘシ

第八十五条 本章ノ規定ニ背反シタル者ハ情状ニ依リ停学若ク

ハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壊シタルトキハ相当ノ賠償ヲ為

サシム

第七十六条 貸費生ニシテ品行不良、怠惰若クハ疾病ニ依リ成業ノ日途ナキトキハ直ニ貸費ヲ止ム

第七十七条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘン

第七十八条 本大学卒業者ニシテ品行方正、學術優等将来有望ノ者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

第八十六条 三日以上闕席セント欲スルトキハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ

第八十七条 闕席届出ノ日数ハ一个月ヲ踰ユルヲ得ス若シ一个月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八十八条 本大学学生ハ書庫ニ備付クル図書ヲ閲覧スルコトヲ得ヘシ

但シ図書閲覧ニ関スル細則ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第八十九条 本大学本科、専門科学生ニハ其参考ニ資スル為メ講義錄ヲ無代価ニテ頒与スヘシ

但シ講義錄頒与ニ関スル細則ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第八十条 教場ニ出席スルトキハ必ス制服帽洋服若クハ袴ヲ著用スヘシ

第八十一条 教場ニ出席スルトキハ必ス聽講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スヘシ又聽講券ヲ遺失シタルトキハ其旨会計係ニ届出テ再ヒ之ヲ申受クヘシ

但シ聽講券ノ再渡ヲ請フ者ハ手數料トシテ金二十銭ヲ納ムヘ

第九十条 本大学学生ニハ本大学ノ出版物ヲ總テ特価ヲ以テ頒ノ講堂ヲ使用スルコトヲ得ヘシ

但シ此場合ニハ其都度予メ幹事ノ承認ヲ経ヘシ

第八章 補則

幹事 坂本武治
会計主任 種田安藏

第九十二条 従来ノ東京法学院特別生ハ本学則ノ実施ト共ニ之ヲ本大学専門科正科生トシ普通生ハ之ヲ別科生トス

但シ從来ノ英語法学科生ニ対シテハ現在学生ノ卒業マテ英國法ヲ併課ス

第九十三条 旧東京法学院高等法学科規則ハ當分尚ホ現在学生ニ之ヲ実施シ來ル明治三十七年三月限り廃止ス

第九十四条 従来ノ東京法学院生徒ニシテ引続キ本大学専門科生トナリタル者ニハ其卒業マテ授業科^(マテ)ニ関シテハ旧東京法学院學則ヲ適用ス

第九十五条 本大学専門科編入試験ニ依リ二年級以上ニ入学シ所定ノ試験ヲ経テ卒業シタル者ニシテ判事検事登用第一回試験ヲ受ケントスルトキハ必ス其在学年間三学年ニ満ツルマテ補修スルヲ要ス

第九十六条 補修学生ハ本大学ニ於テ指定スル学科ニ付キ修習スルモノトス

第九十七条 補修学生ハ他学生ト同シク一般ノ學則ヲ遵守スヘシ

職員

学長 理事 菊池武夫
理事 奥田義人
理事 方寧

講師(イロハ順)

法学士伊藤悌治	今村信行	法学博士一木嘉徳郎
法学士石渡敏一	法学士磯谷幸次郎	法学士岩田宙造
法学士池田寅二郎	法学士馬場原治	法学士原嘉道
法学博士仁井田益太郎	法学士西野元	法学博士穂積陳重
法学博士穗積八束	法学博士戸水寛人	法学士豊島直道
法学博士岡村輝彦	法学博士奥田義人	法学博士岡野敬次郎
法学士小山温	法学博士岡田朝太郎	法学士太田資時
法学博士岡松參太郎	小澤政許	法学士岡實
法学博士金井延	法学士加納友之助	法学士川名兼四郎
法学士横田秀雄	法学士高橋捨六	法学士田中隆三
法学士棚橋愛七	法学博士高橋作衛	法学博士高根義人
法学博士田島錦治	法学士立作太郎	法学士高野岩三郎
法学士谷野格	法学博士中村進午	法学士内田嘉吉
文学士野田義夫	法学士山田喜之助	法学博士山田三良
法学士山崎覺次郎	法学博士増島六一郎	法学博士松崎藏之助
法学士野原一雄	法学士松岡義正	法学士松本烝治
法学士小林丑三郎	福岡秀猪	法律学士古賀廉造
法学博士寺尾亨	法学博士江木衷	寺島直
法学士榎原幾久若	法学士青山衆司	法学士吾孫子勝
法学士菊池武夫	法学博士菊池武夫	

法学博士 美濃部達吉 法学博士 志田鉢太郎 法学士 清水澄

法学士 島村他三郎 法学士 島田俊雄 法学士 志村義麿

法学博士 土方寧 法学士 平沼驥一郎 法学士 平山銳太郎

法学士 元田肇 法学士 泉二新熊

第二条第一項第一号ヲ左ノ如ク改ム

一 専門学校（別科ヲ除ク）及実業専門学校（別科ヲ除ク）

ニ在リテハ其ノ入学者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ専門

学校令第五条ノ検定ニ合格シタル者タルコト

雑報

○本大学の職員 本月五日主務省より社団法人定款を認可せられ続て同十二日学則の認可ありたるを以て同日定款に依り職員の選挙を執行せしか其結果法学博士菊池武夫、同土方寧、同奥田義人の三氏高点を以て理事に当選し互選に依り菊池博士学長に当選就任したり又処務規定に依り学長は坂本武治氏を挙げて幹事と為せり

○開講 本大学は学則に依り来九月十一日を以て授業開始の筈なり尚ほ本大学にては時機の到るを待て漸次講座制に改めんとするの議あり土方博士の如きは新学年より民法全部に涉る講義を開始し三年を以て完了の事に予定せられ又岡野博士は従来の手形法の外新学年より会社法をも兼坦せらる

○図書館の拡張 図書は年々其数を増加し現に数万の多きに上ると雖も尚ほ続々購入して大に閲覧の弁を計り学生をして参考書に遺憾ながらしむる筈なり

○公立私立学校認定に関する規則の一部改正 本月十三日文部省令第三十号を以て公立私立学校認定に関する規則（明治三十二年文部省令第三十四号）中左の通改正する旨發布せらる

第一条第一項第四号中資格ノ下ニ「学業経歴」ヲ加フ

第五条中「第三十四条」ノ下ニ「第三十九条第二項」ヲ加ヘ第七条第一項第一号中「資格」ノ下ニ「学業経歴」ヲ加ヘ第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前号第二号及第四号ニ規定セル事項ハ認定ノ効力ヲ享クル者ト享ケサル者トニ区別シ又前項第三号ノ規定中卒業後ノ情况ハ認定ノ効力ヲ享ケタル者ニ限り記載スヘシ

附則

本令ハ明治三十六年八月十五日ヨリ施行ス

現ニ認定ヲ受クル公立又ハ私立ノ学校ニシテ専門学校令第十五条第一項ニ該当シ未認可ヲ受ケサルモノニ入学スル者ノ資格ハ明治三十七年三月三十一日マテハ仍従前ノ規定ニ依ルコトヲ得前項ニ依リ入学スル生徒並ニ現ニ認定ヲ受クル公立又ハ私立ノ学校ニシテ専門学校令第十五条第一項ニ該当スルモノニ本令施行ノ際現ニ在学スル生徒ニ対シテハ本令施行後仍認定ノ効力ヲ及ホス

○司法省ノ提出案 同省にては第十九議会に裁判所構成法改正案刑法及刑事訴訟法改正案破産法案其他既に法典調査会の調査を経たる総ての法律案を提出する筈にて目下夫々整理中なりと云ふ

○在外員と講義録

○在外員の沿革 在外員は初め校外生と称し明治十八年英吉利法律学校の創立と同時に率先此制度を設く蓋し其旨趣は遠隔の地方に在り又は業務の為め登校して親しく講義を聴く能はざる者の便を計り講義の筆記を印刷して講義録と名け之を頒ちて法律学を修習せしむるに在りて要是斯学の普及を企図するの切なるに出つ當時直に其募集に応したる者四百二十名に達せり爾來世運の推移に鑑み漸次講義録に改良を加へ校外生も年々歳々其数を増加し二十二年校名を改むると共に之を在外員と改称したり其後民法、商法、裁判所構成法、民事訴訟法の発布せらるゝあり又民法、商法の修正せらるゝ等常に此等の変遷と共に教課を改正し且つ幾多の改善を加へ歳毎に進歩を為し來りしか今や時勢の進運に伴ひ奮て大学組織と為し東京法学院大学と改称したり其講義録の如きも亦之と同時に面目を一新すへし

○在外員の成績 在外員は年と共に其数を増加し今や日本全国は勿論清、韓両国南洋諸島南北両米等の各地に散在して既に其業を了へたる者及び現に修学中の者を合せて十数万の多きに達せり是故に在外員の成績に付ては其詳細を尽すに由なしと雖も現に卒業者にして諸種の高等試験に合格し高等文官、司法官、弁護士たる者指を屈するに遑あらず其他政治に実業に其学ひ得たる智識を利用する者の多きは卒業後尚ほ通信に依りて或は直接に或は法学新報に屢々質問を試むる等毫も研鑽の念を絶たざるを見て之を知るへく文學則に依り校内生に転したる者は概ね成績良好にして幾多俊秀の士を出せり

○講義録の実質 講義録は其学年中講師の教場に於て口授したもの、筆記なり是故に各科目共凡て細論詳説を掲載し苟も陳套なるものを登載せされは各種受験の準備に於て些の遺憾ならしむ

講師は内外の法学大家にして其授業科目は帝国憲法、行政法、國際法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法、経済学、財政学等一として文官高等試験、判検事弁護士試験等に必要ならざるはなし

○講義録の特色 校正の綿密なること、紙質の精良なること及び発刊期日の正確なること、其行文の平易簡明にして初学者と雖も解し難きの患なからしめんことを期する等は本校の最も留意する所にして記事欄中歐米に於ける最新の学説判例、我が法界の疑問に対し大審院の下したる判決の批評、時事問題に対する大家の意見等は興味津々手を取く能はざるものあるへし

○講義録の新施設 講義録の新施設は本大学の特色たる実習科の記事及び問答を掲ぐことはなり実習科は其名の示す如く法律経済実際の運用を授くるものなれば文字上に其妙所を悉くすればさるを恐ると雖も出来得る限り有益なる事項の報道を怠らざるべく又問答は在外員諸氏より寄せられたる質問及び法学新報に掲げたる問答中より有益なるものを択ひ時々之を講義録に掲載すへし今や新学年の開始は目睫の間に在り講義録の初号を発刊するは亦數十日を出てされはその幾多の改良に対しても實物に就き世上有識の評定を待たんとす。

東京法学院大学在外員規則

(用紙半紙)

五八

第一条 遠隔の地方に在り又は業務の為め登校して親しく講義を聽く能はざる者の便を計り在外員の制を設け本大学の講義筆記を印刷して之を頒つ

第二条 講義録は第一年級講義録、第二年級講義録、第三年級講義録の三種とす

第三条 第一年級講義録は毎二の日、第二年級講義録は毎五の日、第三年級講義録は毎八の日を以て一个月各級三回宛發児す

第四条 講義録は一冊の紙数九十「ページ」以上とす

第五条 講義録の末号に至り尚ほ完載し得ざる科目あるときは直ちに号外を發児して之を完結せしむ

但し号外に対しては費用を徵せず

第六条 講義録は講義を掲載するの外法律經濟に関する學術上の記事及び廣告類を掲載するものとす

第七条 在外員の学年は十月一日に始まり翌年九月三十日に終る

第八条 何人に限らず此規則に従ひ在外員たらんと欲する者は試験を要せず何時にも入学を許す

第九条 在外員たらんと欲する者は下に掲ぐる雛形に依り作成したる在学証に一个月分の月謝金を添へて申込むへし

印紙	在外員第一（若クハ二、三）年級在学証
私儀今般貴大学在外員トシテ入学御許可相成候上ハ在外員規則堅ク相守可申候	
仍テ証書如斯候也	
年月日	族籍現住所
姓	名印
何年月日生	
東京法学院大学学長 殿	

第十条 在外員は各級を兼修することを得此場合に於ては毎級各別に在学証を差出すへし

第十一条 在外員の教科及び修業年限は本大学専門科生に準ず

第十二条 在外員には其所屬学級の講義録を發児毎に配付する

但し講義録は第三条に規定したる期日に必ず發児すべきに付き其到達すべき当日より起算し一週日に及ぶも尚ほ到達せざるときは其旨在外員係へ申出つへし

第十三条 在外員の本大学に対する信書は凡て第何年級在外員の肩書を記入すべし

第十四条 在外員其住所を轉し又は氏名を改称したるときは速

に在外員係に通知すべし

第十五条 在外員退学せんと欲するときは其旨学長に届出つへし

第十六条 在外員は月謝金五十銭とし必ず毎月末日迄に翌月分を前納するを要す但し一回に数ヶ月分を前納するも妨なし

月謝金を前納せざるときは講義録の配付を停止すへし

第十七条 月謝金は郵便切手を以て納付することを許さず

第十八条 将来講義録の印刷費又は通送費等増加するときは予め通知して相当の増金を納付せしむることあるへし

第十九条 月謝金の不納二ヶ月以上に及ぶときは退学者と看做すへし

前項の場合に於て再び送本を請ふ者は更に入学の手続を為すへし

第二十条 本人の都合に依り退学したるとき既に領收せる月謝金の残額あれば相当の講義録を送付し現金を以て返還せず

第二十一条 月謝金を為替として送付する者は東京市神田区錦町二丁目二番地東京法学院大学会計係に宛て必ず東京市神田区錦町郵便受取所へ向けて振込むへし

但し月謝金を送付するときは講義録の冊尾に附着したる納付証を切取り記入の上之を添ふへし

第二十二条 在外員には其望に依り在外員の証を付与す

第二十三条 在外員にして専門科別科生に転せんと欲する者は試験の上相當級に入学を許す

但し学則第三十七条第一号の資格を有する者は試験の上専門科正科生として相当級に入学を許す

第二十四条 六ヶ月以上在外員と為り現に継続する者にして校内生に転するときは入学料を要せず

第二十五条 在外員にして卒業証書を得んと欲する者は其学年の終る前、在外員係に申出て各学年若くは第三学年の終に於て試験を受くへし

第一十六条 在外員試験は便宜各地方に於て挙行すへし

但し試験挙行の場所は予め本大学に於て之を指定すへし

第一十七条 在外員卒業者にして専門科別科生と為り修学せんと欲する者は試験を要せず第三年級に、在外員第二年級学年試験及第者は第二年級に、在外員第一年級学年試験及第者は第一年級に入学を許す但し学則第三十七条第一号の資格を有する者は専門科正科生として上相当級に入学を許す

前項の者にして同等級以上に編入を請ふときは特に試験を挙行して許否を決定すへし

第二十八条 在外員にして三学年を修了したる者は望に依り特に専門科別科生第三年級の編入試験を受けしむ但し三級兼修者は当該学年の十二月末日迄に入学したる者に限る

前項の規定に依り専門科別科生に編入するには学則第三十七条第一号の資格を有することを要す

第二十九条 在外員には其参考に供する為め本大学の発兌に係る書籍を總て特価にて売渡すへし

第三十条 在外員は講義録に搭載する諸課目に付き疑問あれば通信を以て之を質すことを得

但し擬律擬判に係るときは一切答案を付せざるものとす

第三十一条 質問書は總て本大学質問委員に宛て送付すへし

第三十二条 質問書には講義録の号数(合本二為シタルタメ号数ヲ見出シ難キトキハ此限ニ在ラス)

課目並に頁数を示し疑問の要点を明瞭に記載すへし

第三十三条 質問の主旨自ら明瞭なりと認めたるもの若くは質問通信の文意了解し難きものは解答を付せざるへし

第三十四条 質問解答にして参考に供するの価値ありと認むるものは時々講義録に掲載すへし

第三十五条 講義録刊行其他在外員に関する事務は夏期及び冬期休業中と雖も之を取扱ふへし

大審院判決録

本書は大審院の先例となるべき判決を登載し毎件判決要旨を附して閲讀に便ならしめ第九輯第一巻よりは從来の月刊を改め毎十の日を以て大凡月三回年三十回発兌すること、なし体裁、編纂共に其面目を一新したり定価は一冊金二十三銭（全国無通送料）とす

発行所

東京法学院大学

在外員募集
遠隔の地方に在り又は業務の為め登校して親しく講義を聽く能はざる者の便を計り在外員の制を設け本大學講義録を頒て法律及び經濟に關する學術を修習せしむ
在外員の学年は三個年にして毎年十月に始まり翌年九月に終る

在外員の授業科目は専門部に準ず

在外員は入学料を要せず何時にも無試験にて入学を許す
来る十月を始期とする新学年に入学を望まる、向きは九月二十日迄に申込あるへし

明治三十六年八月

東京法学院大学在外員係

法学新報 定一冊 金十二銭
価 六冊前金六十六銭 郵税一冊に付金一銭
毎月一回發行

論説には各大家の專攻に係る法政經濟に關する意見を収録す
資料には歐米諸大家の論説其他斯学研究の資料に供すべしものを輯録す
法曹断片には法曹諸大家の経歴談及び時事問題に対する意見等を掲載す

行政裁判所判決録

本書は行政裁判所の判決を輯録し毎件判決要旨を掲げて其閲

漫録には實歷上より或は研究上より珍談奇聞を叙述し記事人の意表に出で常に一の異彩を放つり
問答は學理上又は實際上の質疑に対する各専問大家の回答を

掲け明快にして一讀疑団を氷解せしむ

寄・書・
は読者研究の結果たる意見を世上に紹介するに便す

判・例・
は大審院控訴院地方裁判所区裁判所等の判決の粹を抜く

雑・報・
は内外に於ける法政経済上の時事問題及び東京法学院大

学の記事を収む

発行所 東京法学院大学内

法学新報社